

■ 消費税の仕組と申告

1. 消費税の仕組と消費税区分

1.1 課税対象となる取引

- 国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、役務の提供等
- 外国貨物の輸入。

1.2 消費税区分における非課税、免税、不課税の違い

① 非課税

- 定義からみれば課税対象だが、消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないものや社会政策的配慮から、課税しない非課税取引が定められています。
- 国税庁の HP には以下の例が挙げられています。
 1. 土地の譲渡及び貸付け
土地には、借地権などの土地の上に存する権利を含みます。
ただし、1 か月未満の土地の貸付け及び駐車場などの施設の利用に伴って土地が使用される場合は、非課税取引には当たりません。
 2. 有価証券等の譲渡
国債や株券などの有価証券、登録国債、合名会社などの社員の持分、抵当証券、金銭債権などの譲渡 ただし、株式・出資・預託の形態によるゴルフ会員権などの譲渡は非課税取引には当たりません。
 3. 支払手段の譲渡
銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手、約束手形などの譲渡
ただし、これらを収集品として譲渡する場合は非課税取引には当たりません。
 4. 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等
預貯金や貸付金の利子、信用保証料、合同運用信託や公社債投資信託の信託報酬、保険料、保険料に類する共済掛金など
 5. 日本郵便株式会社などが行う郵便切手類の譲渡、印紙の売渡し場所における印紙の譲渡及び地方公共団体などが行う証紙の譲渡
 6. 商品券、プリペイドカードなどの物品切手等の譲渡
 7. 国等が行う一定の事務に係る役務の提供
国、地方公共団体、公共法人、公益法人等が法令に基づいて行う一定の事務に係る役務の提供で、法令に基づいて徴収される手数料
なお、この一定の事務とは、例えば、登記、登録、特許、免許、許可、検査、検定、試験、証明、公文書の交付などです。
 8. 外国為替業務に係る役務の提供
 9. 社会保険医療の給付等
健康保険法、国民健康保険法などによる医療、労災保険、自賠責保険の対象となる医療など
ただし、美容整形や差額ベッドの料金及び市販されている医薬品を購入した場合は非課税取引に当たりません。
 10. 介護保険サービスの提供
介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービス、施設サービスなど
ただし、サービス利用者の選択による特別な居室の提供や送迎などの対価は非課税取引には当たりません。
 11. 社会福祉事業等によるサービスの提供
社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業、更生保護事業法に規定する更生保護事業などの社会福祉事業等によるサービスの提供

■ 消費税の仕組と申告

12. 助産

医師、助産師などによる助産に関するサービスの提供

13. 火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供

14. 一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け

義肢、盲人用安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いす、改造自動車などの身体障害者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負及びこれら身体障害者用物品の修理のうち一定のもの

15. 学校教育

学校教育法に規定する学校、専修学校、修業年限が1年以上などの一定の要件を満たす各種学校等の授業料、入学検定料、入学金、施設設備費、在学証明手数料など

16. 教科用図書の譲渡

17. 住宅の貸付け

契約において人の居住の用に供することが明らかなものに限られます。

ただし、1か月未満の貸付けなどは非課税取引には当たりません。

- 上記の中で「4. 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等」の中であげられている保険料については注意を要します。保険契約の名義人が誰であるかによって、課税関係が変わります。運送会社が荷主の荷物を運ぶ際に運送会社が保険契約をして保険料を支払い、その保険料を荷主に請求したケースを例にしますと、保険の契約者(=保険契約の名義人)である運送会社が保険会社に支払う保険料は非課税仕入になります。しかし、荷主が運送会社に支払う保険費用は課税仕入になります。運送会社の保険費用分の請求は、利益を乗せているかどうかにかかわらず課税売上となります。

② 免税

- 事業者による販売が輸出取引に当たる場合には、消費税が免除されます。これは、内国消費税である消費税は外国で消費されるものには課税しないという考えに基づくものです。つまり、消費税は最終消費が国内で行われた時にその消費者が負担する税であるので、その最終消費が海外で行われる場合は課税しないということです。
- これを輸出免税といい、商品の輸出や国際輸送、国際電話、国際郵便などがあたります。

③ 不課税

- 課税対象の定義に当たらない取引には消費税はかかりません。これを不課税取引といいます。
- 例えば、国外で行われる取引、対価を得て行うことに当たらない寄附や単なる贈与、出資に対する配当などがこれに当たります。

④ 社宅の家賃を従業員から徴収するときなどの特殊な扱い

- 社宅の家賃を従業員から徴収するときなどには、会計仕訳としては「家賃(あるいは厚生費)」を給与等から控除することになります。この家賃は費用科目ですが、この仕訳では貸方に出てきますのでマイナスです。従って、財務会計的には会社が外部に対して支払うことで発生する家賃から控除される金額となります。
- しかし、消費税申告においては、この家賃の徴収金額については収益と判断します。つまり、消費税申告でいう「売上」に含まれます。ただし、消費税の区分は「非課税」とされています。社会政策的配慮ということになるのでしょうか。
- これらは通常大きな金額ではありませんが、消費税申告においては、後述する「非課税売上割合」に関係してきますので厳密な処理が必要となります

■ 消費税の仕組と申告

1.3 非課税、免税、不課税は消費税額の算出にどうかかわるか

① 消費税の納め方

- 税金を負担するのは最終消費者。しかし、税務署に税金を直接支払うのは販売事業者。
- A 事業者が B 事業者に 600 で資産を譲渡し、B 事業者は最終消費者に 1000 で販売した時、B 事業者は最終消費者が支払った 80 の消費税を預かっているが、この 80 の消費税は B 事業者が全額納める訳ではなく、製品の生産、流通にかかわった事業者が製品に与えた付加価値分に対応する税額をそれぞれの事業者が納める方式をとる。つまり、A 事業者は 600 の売上によって預かった 48 の消費税を納め、B 事業者は 1000 のうち自分がつけた 400 の付加価値に対応する 32 の消費税を納める。B 事業者が納める 32 の消費税は、1000 の売上で預かった 80 の売上税から、600 の仕入で支払った 48 の仕入税を差し引いて求める。

② 納める消費税額の計算

- 納める消費税額＝売上で預かった消費税額－仕入で支払った消費税額
- この時この事業者が課税売上だけを行っておれば問題はないが、もし半分が非課税売上だとすると、その非課税売上に対応する仕入については、仕入を行った事業者が最終消費者になり、その分の仕入税額は控除できない。
- 上記の例で B 事業者の売上の半分が非課税売上だとすると、B 事業者の課税売上で預かる消費税は 40（＝500×8％）で、控除する仕入税は 48 のうちの半分の 24 になる。
- 非課税売上がある事業者が納める消費税は以下ようになる。

$$\text{納める消費税額} = \text{課税売上で預かった消費税額} \\ - \text{課税売上に対応する課税仕入で支払った消費税額}$$

③ 控除仕入税額を決めるための課税売上割合

- 控除できる仕入税額は以下のように課税売上割合と関係し、この課税売上割合の計算に非課税売上と免税売上とがかかわる。

$$\text{控除仕入税額} = \text{仕入税額} \times \text{課税売上割合} \left(= \frac{\text{課税売上額} + \text{免税売上額}}{\text{課税売上額} + \text{非課税売上額} + \text{免税売上額}} \right)$$

- 課税売上割合を求める際、免税売上は課税売上と見なされる。

2. 消費税申告

2.1 申告書における納税額の計算方式の重要ポイント

- 納める消費税額＝課税売上で預かった消費税額
－課税売上に対応する課税仕入で支払った消費税額
- 「課税売上で預かった消費税額」は、税率別の課税標準額（＝本体価格）から申告書の中で計算される。財務会計の仕訳から発生している「預かり消費税」の金額は申告には直接関係しない。
- 「課税売上に対応する課税仕入で支払った消費税額」は、税率別の課税仕入に係る支払対価の額（＝税込仕入額）から申告書の中で計算される。ここでは税込価格なので、本体価格と税金を分離した仕訳を行っている場合、税区分別の仕入本体価格とそれに対応する仮払消費税額が必要となる。つまり本体価格と対応する仮払消費税額を加えて税込価格とする。ただし、「課税売上に対応する課税仕入で支払った消費税額」は、申告書の中であらためて税込仕

■ 消費税の仕組と申告

入金額から求められるので、財務会計上の「仮払消費税」の額とは一致しない。

- 控除される仕入税額のうち輸入貨物を引き取る際に支払った消費税額は、別枠で記載する。
- 仕入については、申告においては消費税控除の対象となる仕入だけしか問題としない。そのため、仕入における「不課税」と「非課税」の区別は申告には影響しない。

2.2 その他のポイント

① 控除仕入税額を算出する方式は2通り

- 課税売上高が5億円以下で課税売上割合が95%以上ならば、仕入税額は全額控除対象とできるが、そうではない場合、仕入税額のうち控除できる分とそうでない分を「個別対応方式」と「一括比例配分方式」のいずれかの方式で算定する必要がある。
- 「個別対応方式」は、課税仕入の税額を、「課税売上に対応するもの」、「非課税売上に対応するもの」、「共通のもの」に区分し、課税売上に対応する仕入税額は全額、非課税売上に対応するものはゼロ、共通のものは課税売上割合を乗じて算出し、それらを合計して求める。
- 「一括比例方式」では、課税仕入税額に課税売上割合を乗じて算出。

② 国税分と地方消費税

- 申告書の中では納税額は国税分と地方消費税分とに分離されている。
- ただし、申告書の中で分離されるようになっているので、申告のためのデータ準備段階では意識する必要はない。

③ 返還等対価に係る税額

- 申告書では仕入返品等によって発生する仕入消費税のマイナスを記載する欄（「控除税額」の内訳の「返還等対価に係る税額」）が設けられている。しかし、当会計システムの科目体系では仕入と仕入返品や仕入値引の科目を別に設けていないので、勘定科目の残高としては把握できない。当会計システムでは返品や値引はマイナスの仕入として記帳しているので、申告書の中では、課税仕入額に含まれている。

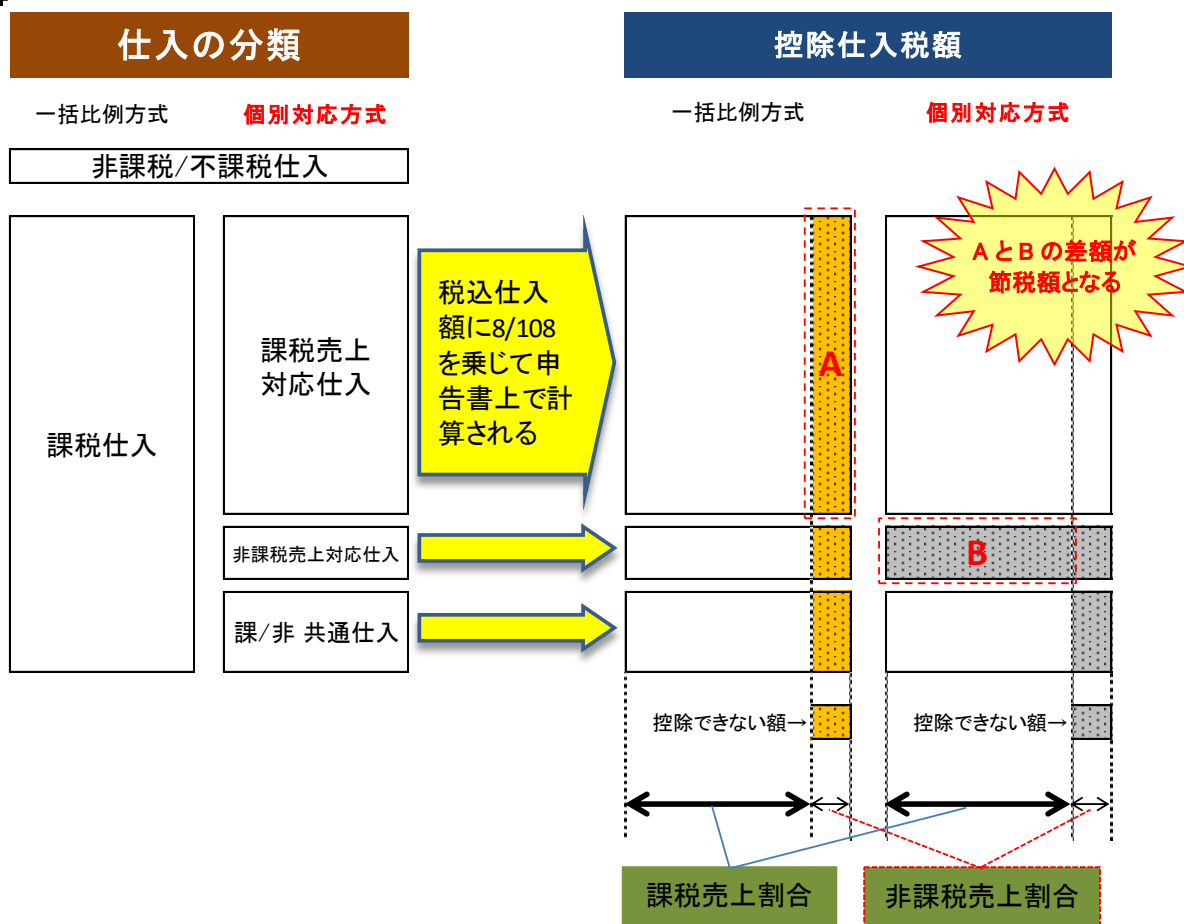
④ その他

- 申告書には以下のような項目があり、実態に応じて記載する必要がある。
 - 貸倒れに係る税額
 - 非課税資産の輸出等の金額
 - 海外支店等へ移送した資産の価額
 - 納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額
 - 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額
 - 調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）転用した場合の調整（加算又は減算）額
 - 中間納付税額

■ 消費税の仕組と申告

2.3 仕入税額控除において個別対応方式が一括比例方式より節税になるケース

① 図解



② 節税額はどの程度か(控除仕入税額の差額がそのまま節税額になる)

売上高	S	13,000,000,000 円
非課税売上率	r	0.004
課税売上に対する課税仕入原価の比率	g1	0.6
非課税売上に対する課税仕入の原価率	g2	0.6
税率(税込から税額を求めると)	8/108	0.0741
課税売上対応仕入	$S*(1-r)*g1$	7,768,800,000 円
非課税売上対応仕入	$S*r*g2$	31,200,000 円
A	課税売上対応仕入*税率*r = $\{S*(1-r)*g1\} * 税率 * r$	2,301,867 円
B	非課税売上対応仕入*税率*r = $\{S*r*g2*税率\} * (1-r)$	2,301,867 円
節税額	A-B	0 円

(非課税売上の課税仕入原価率) < (課税売上の課税仕入原価率) の時に節税額が発生する。
※課税仕入原価率(売上に対する課税仕入原価の率)が変わらないのなら節税額は発生しない。

■ 消費税の仕組と申告

<補足>

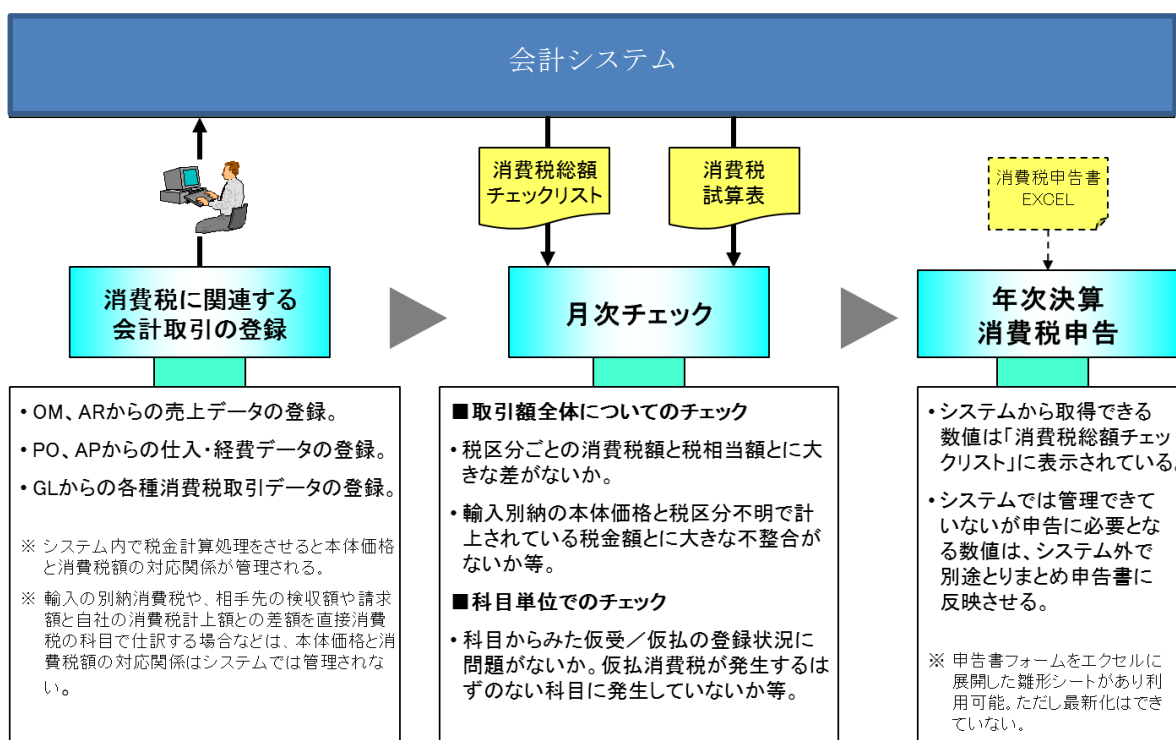
- 「個別対応方式」と「一括比例配分方式」は事業者の任意で選択できます。(届出などは不要)ただし、「一括比例配分方式」を選択した場合は、2年間は継続する必要があります。

<考察>

- 非課税売上になる品物そのものが、流通段階のどこの譲渡であっても非課税になる以下のような種類である場合、仕入も非課税になるので、売上に対する課税仕入原価率はゼロになり、上記の節税額が発生する。
 1. 土地の譲渡及び貸付け
 2. 有価証券等の譲渡
 3. 支払手段の譲渡
 6. 商品券、プリペイドカードなどの物品切手等の譲渡
 14. 一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け
 16. 教科用図書の譲渡
- しかし、物品やサービスを提供する事業の法的環境等によって非課税となる場合、事業者の仕入は基本的には課税となるので、非課税売上に対する課税仕入原価率は課税売上への課税仕入原価率と変わらないのが普通であろう。この場合、理論的には大きな節税額は発生しないことになる。
 9. 社会保険医療の給付等
 10. 介護保険サービスの提供
 11. 社会福祉事業等によるサービスの提供
 15. 学校教育

3. 当会計システムが提供する消費税管理機能

3.1 概要



■ 消費税の仕組と申告

3.2 消費税管理帳票について

- ① 消費税総額チェックリスト(後述の「当会計システムから取得する申告のためのデータ」の項で説明します)
- ② 消費税試算表

- ・ 科目別/税区分別の本体価格と消費税額の集計値を出力しています。以下のようなレイアウトです。

GL240_消費税科目別試算表
会計帳簿期間:2017.06~2017.06

	仮受												仮払															
	免税			税不明取引			課税8%			非課税			免税			別納(輸入)			税不明取引			課税8%			非課税			
	本体価格	相当額	消費税額	本体価格	相当額	消費税額	本体価格	相当額	消費税額	本体価格	相当額	消費税額	本体価格	相当額	消費税額	本体価格	相当額	消費税額	本体価格	相当額	消費税額	本体価格	相当額	消費税額	本体価格	相当額	消費税額	
147300 相殺仮勘定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
148200 買掛仮	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
149500 買掛条件変更仮	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
414700 未払金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
417700 預り金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
810010 売価	##	0	0	0	0	0	0	0	0	##	##	##	##	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
820010 原価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841122 販)厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841131 販)賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841132 販)保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841136 販)賃借料-家賃個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	##	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841140 販)荷造費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841143 販)広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841151 販)図書費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841153 販)業務委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841160 販)電力料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841163 販)旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841164 販)交際費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841165 販)支払消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841166 販)通信費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841167 販)雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	##	0	0	0	##	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841187 販)グループ管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
879000 雑益	0	0	0	0	0	0	0	##	15	15	0	##	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
299999 科目なし	0	0	0	0	0	##	##	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- ・ 当帳票を元に以下のようなチェックを行います。
 - 科目からみた税区分の発生に問題はないか。税区分と科目の組合せで異常なものがないか。
 - 消費税総額チェックリストで、税区分ごとのシステムに投入された消費税額と本体価格に税率を乗じて求めた税相当額との差が表示されており、問題になるレベルの差異を発見した時は、それがどの科目で発生しているのかを調べる資料となる。

3.3 設定される税コード

① 売上(仮受)消費税

- ・ 税率別の課税売上
- ・ 非課税売上
- ・ 輸出免税
- ・ 不課税売上 (海外で行う役務提供など)

② 仕入(仮払)消費税

- ・ 税率別の課税仕入 ←仕入税額の控除を一括比例方式にする場合
- ・ 税率別、売上対応3分類(課税売上対応/非課税/共通)別の課税仕入
←仕入税額の控除を個別対応方式にする場合
- ・ 非課税仕入

■ 消費税の仕組と申告

- 不課税仕入
- 輸入別納

3.4 当会計システムから取得する申告のためのデータ

① 消費税総額チェックリストから取得できるデータ

- 税率別の課税売上標準額（＝本体価格）
- 非課税売上の課税標準額（＝本体価格）
- 免税売上の課税標準額（＝本体価格）
- 税率別の課税仕入に係る支払額（＝税込仕入額[本体＋税]） ←一括比例方式
- 税率別、売上対応3分類別の課税仕入に係る支払額（＝税込仕入額） ←個別対応方式

■ 消費税の仕組と申告

<消費税総額チェックリスト：個別対応方式の時の例>

税区分	税率	売上(仮受)消費税				仕入(仮払)消費税			
		本体価格	税金額	税相当額	差額	本体価格	税金額	税相当額	差額
売上5%	5	①							
売上8%	8								
仕入5%_課	5					⑭			
仕入5%_非	5								
仕入5%_共	5					⑮			
仕入8%_課	8					⑭			
仕入8%_非	8								
仕入8%_共	8					⑮			
税不明	—								
非課税	—	③							
不課税	—								
免税	—	②							
輸入別納	—								

<申告書：付表2-(2)>

■付表2-(2)

項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
課税売上額(税抜き)	①	①			
免税売上額	②	②			
非課税資産の輸出等の金額 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥	③			
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				
課税売上割合(④/⑦)%					
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧				
課税仕入れに係る消費税額	⑨				
課税貨物に係る消費税額	⑩				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑪				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩+⑪)	⑫				
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑫の金額)	⑬				
課税売上高が5 億円超 又は 課税売上 割合 が95%未 満の場 合	個別 対応 方式	⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭		
	一括 比例配 分方式	⑫のうち、課税売上げと非課税売上げ 共通して要するもの	⑮		
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 $[(14)+(15) \times (4)/(7)]$			
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 $(12) \times (4)/(7)$	⑰				
控除 税額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑱			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)転用し た場合の調整(加算又は減算)額	⑲			
差引	控除対象仕入税額	⑳			
	$[(13)、(16)又は(17)の金額]+(18)+(19)$ がプラスの時 控除過大調整税額 $[(13)、(16)又は(17)の金額]+(18)+(19)$ がマイナスの時	㉑			
	貸倒回収に係る消費税額	㉒			

■ 消費税の仕組と申告

<参考：申告書フォーマット>

この申告書による消費税の税額計算		十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円
課税標準額	①					6	0	1	5	4	4	2	0	0	0	
消費税額	②					3	7	8	9	4	3	9	5	8		
控除過大調整税額	③										5	4	8	3	1	
控除税額	控除対象仕入税額	④				3	0	1	8	1	0	4	7	1		
	返還等対価に係る税額	⑤									9	4	0	0	0	
	貸倒れに係る税額	⑥														
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦				3	0	1	9	0	4	4	7	1		
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧															
差引税額 (②-③-⑦)	⑨							7	7	0	9	4	3	0	0	
中間納付税額	⑩							2	9	2	6	1	1	0	0	
納付税額 (⑨-⑩)	⑪							4	7	8	3	3	2	0	0	
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫														0	0
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬														
	差引納付税額	⑭													0	0
課税売上割合	課税資産の譲渡	⑮				6	0	1	3	0	9	2	6	3	8	
	資産の譲渡等の対価の額	⑯				6	0	1	3	0	9	3	6	0	4	
この申告書による地方消費税の税額の計算																
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰														
	差引税額	⑱							7	7	0	9	4	3	0	0
譲渡割額	還付額	⑲														
	納税額	⑳							2	0	8	0	3	0	0	0
中間納付譲渡割額	21								7	8	9	5	7	0	0	
納付譲渡割額 (⑳-21)	22								1	2	9	0	7	3	0	0
中間納付還付譲渡割額 (21-⑳)	23														0	0
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	24														
	差引納付税額	25													0	0
消費税及び地方消費税の合計 (納付または還付)税額	26								6	0	7	4	0	5	0	0

■ 消費税の仕組と申告

② 輸入貨物を引き取る際に支払った消費税額（上記申告書の⑩）

- 「輸入貨物を引き取る際に支払った消費税額」が申告には必要。この金額は、消費税総額チェックリストでは仮払の「税不明取引」の「消費税額」に集計されるが、この中には消費税科目を指定して本体価格とヒモ付きなく投入された金額が全て集計されており、そのままの数値では使えない。ただ、通常月は目安にはなると思われる。しかし、期末月には、「税不明取引」に未払消費税への振替が含まれるため使えない。
- 仕訳明細またはシステム外の管理情報より取得することになる。
- 外貨建て輸入にかかわる輸入消費税の税額を算出する際の換算レートは、輸入申告日のレートではなく、税関の公示レート（輸入申告日の週の前々週の為替相場の週間平均値）が適用されます。

③ 貸倒にかかわる消費税額

- 貸倒が発生した時には、申告書（1）の控除税額の欄に「貸倒に係る税額」の欄に記載することで控除税額に含めることができる。当会計システムとしては GL の以下の仕訳によって仮受消費税を減額されるが、消費税管理帳票の中では税不明取引として分類される。
貸倒損失 / 売掛金
仮受消費税
- 貸倒債権を回収した時には、上記申告書付表 2 の 22 の項目に記載し、それが申告書（1）に転記され控除仕入税額を減額することになる。当会計システムとしては GL の以下の仕訳によって仮受消費税が増額されるが、消費税管理帳票の中では税不明取引として分類される。
現預金 / 償却債権回収益？
仮受消費税

以上